平成３０年（フ）第３９８号
東京都江東区豊洲４丁目10－２－217
破産者　鈴木　正則
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４９号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目１番１号
破産者　株式会社Ｉ・Ｆトレーディング
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５０号
東京都江戸川区西葛西６丁目28―20―204
破産者　金本　友和（旧氏名尹永煥）
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５３号
東京都世田谷区祖師谷３－３－７－202
破産者　株式会社ｎーセブン
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５４号
東京都世田谷区祖師谷３丁目３－７－202
破産者　野間　浩平
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６９号
東京都渋谷区猿楽町30番３号
破産者　株式会社サークランド
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４７０号
東京都世田谷区千歳台４丁目22－５－505
破産者　佐藤　元俊
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８６号
東京都清瀬市竹丘２丁目13番36―204号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市上安松1118番地
破産者　有限会社武蔵野コーポレーション
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８７号
東京都清瀬市竹丘２丁目13―36―204
破産者　山崎　幹夫
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１６号
東京都中野区中野４丁目２番13号
破産者　株式会社デイリー
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１７号
東京都練馬区関町南２丁目６―22―103
破産者　出田　路博
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２５号
埼玉県志木市下宗岡１丁目19番29号
破産者　株式会社トラストプラス
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２６号
東京都国分寺市内藤２丁目16―６―207
破産者　高橋　　晃
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９０号
東京都練馬区大泉学園町８丁目29番12―501号
破産者　株式会社ＡＭエンヂニアリング
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９２号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目８番10号
破産者　新都市計画株式会社
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９３号
東京都杉並区宮前５丁目６―26
破産者　齋藤　恒成
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９７号
東京都港区白金３丁目７番３号113号室
破産者　有限会社コシヅカ機工
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６１２号
東京都杉並区下井草４丁目32番16号
破産者　新栄建設株式会社
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６２４号
千葉県松戸市南花島３丁目43番地の18
破産者　株式会社ファースト
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６２５号
千葉県松戸市常盤平３丁目６－５－112
破産者　山本　利祐
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３３号
東京都渋谷区笹塚２丁目41番地17号
破産者　合資会社オフィス双葉
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３４号
神奈川県川崎市麻生区岡上71－２－２－217
破産者　粟屋ふさ子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部